

別表(第3条関係)

弔慰等対応の支出対象及び支出金額の表

(単位:千円)

区分	死亡者 項	本人				配偶者			父母・子			同居2親等
		弔電	供花	香料	弔辞	弔電	供花	香料	弔電	供花	香料	弔電
1 功労者												
	名誉市民	○	1対	30	○	○	○	10	○	○	5	○
	(前・元職)市長・町長	○	1対	30	○	○	○	10	○	○	5	○
	(前・元職)議長、副議長	○	1対	20		○	○	10	○	○	5	○
	(前・元職)副市長・副町長・助役、収入役、教育長	○	1対	20		○	○	10	○	○	5	○
2 市表彰条例による受賞者												
3 市政推進による感謝状受賞者 (死亡日の属する年度及び前年度受賞者に限る)												
4 市議会議長												
5 市議会議員												
	(1) 現職	○	1対	20		○	○	10	○	○	5	○
	(2) 前・元職	○	○	10		○		5	○		5	○
6 地元選出 国会議員・県議会議員												
	(1) 現職	○	1対	20		○	○	10	○	○	5	○
	(2) 前・元職	○	○	10		○		5	○		5	○
7 行政委員会委員・行政区長												
	(1) 現職	○	○	10		○	○	5	○	○	5	○
	(2) 前職	○	○	5		○		5	○		5	○
8 その他公職者(現職)												
9 国内友好提携市町(北海道士別市、長野県木曾町)												
	(1) 市長・町長	○	1対	20		○	○		○	○		○
	(2) 副市長・副町長	○	○	10		○	○		○	○		○
	(3) 議長	○	○	10		○	○		○	○		○
10 広域行政市町												
	(1) 市長・町長	○	1対	20		○	○	10	○	○	5	○
	(2) 副市長・副町長	○	○	10		○	○	5	○	○	5	○
	(3) 議長	○	○	10		○			○			○
11 西三河ブロック市長会構成市(西三河ブロック市長会基準により対応)												
12 県内市(西三河ブロックを除く。西三河ブロック市長会基準により対応)												
13 市内学校教職員												
	(1) 小中高 学校長	○	○	5		○	○		○	○		○
	(2) その他教職員	○										
14 愛知中部水道企業団・尾三消防組合・尾三衛生組合												
	(1) 消防長・局長	○	○	10		○	○	5	○			○
	(2) 管理職	○	○	5		○		5	○			○
15 市長・副市長・教育長												
16 市職員												
	(1) 一般職等	○	1対	10		○	○		○	○		○
	(2) 非常勤職員(一般・臨時)	○	○	5		○			○			○
17 その他												
上記以外、必要と認められた者については、その都度協議し決定する。												

備考

- 1 父母とは、実父母及び同居の義父母とする。
- 2 ○印は対応あり、無印は対応なしとし、供花欄の○印は生花1基の対応とする。
- 3 複数の区分に該当する場合は、最も手厚い区分での対応とする。
- 4 近隣市町との均衡が必要な場合は、その都度協議することができる。